

情報のくらし

広報で取材してほしい情報等がありましたら連絡ください。

総務課文書情報係

TEL 62 - 9324 FAX 62 - 4481

お知らせ

所得税の還付申告はお早めに



還付のための確定申告は1月から税務署で受け付けております。確定申告しなくてもよい場合でも、次のような方は、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

源泉徴収された配当や原稿料などの収入が小額で、しかもその他の所得もあまり多くない方が、給与所得や退職所得のある方で、雑損控除・医療費控除・寄付金控除・住宅借入金(取得)等特別控除などを受けられることができます。

給与所得者で年の中途で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった方

予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなつた方

還付申告ができる方は1月から確定申告書を提出することができます。確定申告の期間は申告会場が大変混雑しますので、お早めに郵送などにより提出をお願いいたします。

なお、確定申告期限は、平成17年3月15日(火)になります。

還付申告無料相談



関東信越税理士会 諏訪支部では、次の会場で給与所得者や年金を受給されている方で税金の戻る方を対象に無料相談を行います。

諏訪市秋葉公民館(税務署近隣)

日程 2月1日(火)～2月15日(火)
午前9時30分～午後3時
2月16日(水)～3月11日(金)
午前9時～午後3時

岡谷市イルフプラザ

日程 2月1日(火)～2月15日(火)
午前10時～午後3時

*土・日・祝日は行いません。

また、午後12時～1時は昼休みとします。

国税庁のホームページで申告書の作成ができます。

ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

確定申告書の提出先

〒392 8610

諏訪市清水2丁目5番22号

諏訪税務署

問い合わせ先

諏訪税務署 個人課税部門

☎57 5211

個人事業者の消費税

〈消費税が変わりました〉

納税義務が免除される基準期間

(前々年)における課税売上高の上限が1千万円に、簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5千万円に引き下げられました。

これらは、平成17年分から適用されます。また、平成16年4月1日から、総額表示が義務づけられています。

届出関係

新規課税事業者の方

平成15年分の課税売上高が1千万円を超えている個人事業者の方は、「消費税課税事業者届出書」を提出してください。

簡易課税制度を選択する方

平成15年分の課税売上高が5千万円以下の個人事業者の方で平成17年分から新たに簡易課税制度を選択する場合は、平成16年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出してください。

届出関係

新規課税事業者の方

平成15年分の課税売上高が1千万円を超えている個人事業者の方は、「消費税課税事業者届出書」を提出してください。

簡易課税制度を選択する方

平成15年分の課税売上高が5千万円以下の個人事業者の方で平成17年分から新たに簡易課税制度を選択する場合は、平成16年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出してください。

届出関係

新規課税事業者の方

平成15年分の課税売上高が1千万円を超えている個人事業者の方は、「消費税課税事業者届出書」を提出してください。

簡易課税制度を選択する方

平成15年分の課税売上高が5千万円以下の個人事業者の方で平成17年分から新たに簡易課税制度を選択する場合は、平成16年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出してください。

届出関係

新規課税事業者の方

平成15年分の課税売上高が1千万円を超えている個人事業者の方は、「消費税課税事業者届出書」を提出してください。

簡易課税制度を選択する方

(注) 平成17年分から新たに消費税の課税事業者となる事業者の方が簡易課税制度を選択する場合には、平成17年度12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば平成17年分から簡易課税制度の適用を受けることができます。

詳しくは最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ねください。

不審な電話にご用心にせ税務職員にご注意を

税務職員や県地方事務所・市町村の税務課職員をかたり、税金を還付するためと称して、家族の勤務先の名称や電話番号などを電話で照会するという事件が発生しています。

通常、税金の還付については、既に提出された書類等に基づき行いますので、改めて勤務先を照会することは基本的にはありません。

このような電話があった時は、即答しないで、一度電話を切り、税務署や県地方事務所・市町村の担当課に確認してください。

問い合わせ先

諏訪税務署 ☎52 1390

諏訪地方事務所 税務課 ☎57 2905

問い合わせ先

諏訪地方事務所 税務課 ☎57 2905

問い合わせ先

諏訪市大手1 ☎21 20

長野地方税務局諏訪支局 ☎52 1043 (代表)

なお、会社・法人の印鑑証明の発行は、従来の印鑑カードがそのまま御使用いただけます。

問い合わせ先

諏訪市大手1 ☎21 20

長野地方税務局諏訪支局 ☎52 1043 (代表)

登記相談所の開設について

長野地方税務局富士見出張所が諏訪支局へ統合しました。

統合後の町民への行政サービスの一環として、「登記相談所」を開設します。

日時 2月16日(水)

午後2時～5時

場所 コミュニティプラザ

内容 登記全般について

富士見町役場 財務課

町民税係 ☎62 9122

(有)9122

長野地方税務局諏訪支局におきましては、会社・法人の登録事務を平成17年1月31日(月)からコンピュータにより処理することを予定しています。これにより、従来の会社・法人登記簿の謄本・抄本に代えて現在事項全部(一部)証明書及び印鑑証明等の発行ができるようになります。

なお、会社・法人の印鑑証明の発行は、従来の印鑑カードがそのまま御使用いただけます。

問い合わせ先

諏訪市大手1 ☎21 20

長野地方税務局諏訪支局 ☎52 1043 (代表)

登記相談所の開設について

長野地方税務局富士見出張所が諏訪支局へ統合しました。